

奈良県公契約条例の制度見直し
～ S D G s 企業認証取得による評価を導入等 ～

会計局
総務課 岡山、甲田
内線 4701、4702

知事定例記者会見資料
令和7年2月13日（木）

奈良県公契約条例の概要

1. これまでの取組成果

- 平成27年4月に条例を施行し、令和7年4月で施行10年を迎えます。
- 「適正な労働条件の確保」と「社会的価値の実現及び向上」により、地域経済の健全な発展及び県民福祉の向上を図る理念のもと、「労働条件」、「女性活躍」、「障害者雇用」、「環境」、「人権」などを評価項目として設定し、県発注の業者選定時等に活用してきました。
- これまでの10年間に於いて、多くの事業者が社会的価値の実現及び向上に取り組み、その結果として、労働者の就労環境の改善に寄与してきました。

【10年間の実績】 社会的価値の評価対象となる特定公契約 | 約**250**件 適用労働者 | 約**6,000**名

2. 公契約とは

公契約とは次の3つをいいます。

- 県が発注する建設工事の請負契約
- 県が業務を委託する契約
- 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

このうち、業者選定時に総合評価方式で価格以外に**事業者の社会的価値の取組**を評価(総得点の10%)する**特定公契約**は次の①②です。

- 業務を委託する契約(※)で、予定価格が3千万円以上のもの
- 公の施設の管理に関する協定(※)で、委託料上限額が3千万円以上のもの

(※) 該当する業務の内容は、清掃、警備、駐車場管理、受付、案内、宿日直、電話交換、給食調理、洗濯等の特定業務に限っています。

評価する社会的価値の取組とは・・・

- 1) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録
- 2) 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組
- 3) 障害者の雇用及びその促進に向けた取組
- 4) 保護観察対象者等の雇用
- 5) 環境に配慮した事業活動
- 6) 人権意識の向上に係る取組

総合評価入札における評価点イメージ

A(価格点) + B(技術点) + C(社会的価値の取組評価点)の合計で競います。

例：総得点100点満点		
A	B	C
(配点例) 75点	15点	10点

(※) B(技術点)を設定しない場合は、価格点(A)と社会的価値の取組評価点(B)の合計が100点満点となります。

詳細はこちら！



奈良県公契約条例に基づく制度の見直し（業者選定時のSDGs企業認証取得の加点評価など4点）

【1】奈良県SDGs企業認証取得の加点評価を導入

↳ **総合力評価コースを新設し、2コースから選択可能になります**

自社の得意分野を活かす！従来の評価項目

標準配点コース

各項目(上限2%)を積み上げ、最大12%評価

1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	上限2%
2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	上限2%
3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	上限2%
4 保護観察対象者等の雇用の状況	上限2%
5 環境に配慮した事業活動の状況	上限2%
6 人権意識の向上に係る取組の状況	上限2%



社員・シャイン登録と障害者雇用で合計4%の評価はもらえているけど、他の項目の加点は難しいな……。会社として他にも取り組んでいることはあるんだけどな。

SDGs企業認証
を取得したら



環境にも取り組むことにしたらSDGs企業認証を取得できた！しかも今までの取組と合わせたら総合評価入札で12%満点評価された！SDGsに積極的に取り組んでよかったなあ。

制度の効果を検証し、2年後に配点見直しを行います

SDGs企業認証でいきなり満点獲得！

総合力評価コース

下記の取組で**12%満点**評価

新規

奈良県SDGs企業認証の取得(スタンダードorアドバンス)

+ 加えて下記①及び②を満たすこと

① **労働環境の整備の取組** 指定項目1つ以上

- ・ 社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
- ・ えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの認定
- ・ 女性活躍推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定(策定義務がない事業者)

② **雇用機会の拡充の取組** 指定項目1つ以上

- ・ 障害者雇用率 [法定事業者]法定雇用率以上
[その他の事業者]障害者の雇用あり
- ・ 保護観察中の者、更生緊急保護中の者の雇用

【2】業者選定時の社会的価値の評価点数を引上げ

↳ **社会的価値の評価点数の上限を現行10%から12%に引き上げます**

【3】適正な労働環境の確保を推進

↳ **事業者**に労働関係法令遵守(労働条件明示・就業規則周知)の表明を求めます

賃金報告書に表明欄追加

【4】事業者の事務負担を軽減

↳ **賃金支払状況等報告の報告内容を減らします**

様式から賃金総額、労働日数、労働時間等を削除 ※1時間あたり賃金の確認は継続

制度導入予定時期



【1】令和7年7月施行

【2】~【4】令和7年4月施行